廃棄物の処理方法

**○住宅宿泊事業に伴って発生するごみは事業系廃棄物となります。**

**事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と再生資源化物、産業廃棄物に区分してください。**

ごみの処理に関する宿泊者への周知方法について、該当する項目にチェック☑又は

必要事項を記入してください

1. 宿泊者に対する、ごみの分別の周知について

□利用案内書へ記載　□室内に掲出（案内文・イラスト）　□タブレット端末で表示

□その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

1. 宿泊者に対し、ごみを屋外に持ち出さない旨の周知について

□利用案内書へ記載　□室内に掲出（案内文・イラスト）　□タブレット端末で表示

□その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**○分別したごみは、住宅宿泊事業者において敷地内保管場所へ持ち出してください。**

**他の居住者のごみとは混ざらないよう、必ず区分してください。**

宿泊者が出したごみの集積・保管場所や他の居住者が出したごみとの区分方法について、

該当する項目にチェック☑又は必要事項を記入してください。

1. 集積・保管場所の位置（※）

□玄関横　□ごみ集積所　□駐車場内　□その他〔　　　　　　　　　　　　　　　〕

1. 居住者ごみとの区分方法（例：場所・容器・仕切り線などによる区分）

※　集積・保管場所の写真を添付してください。

**○住宅宿泊事業に伴って発生するごみは、廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。**

**産業廃棄物の「収集運搬業者」「処分業者」との契約は必ず書面にて行ってください。**

廃棄物の処理を委託する業者名を記入してください。

５．一般廃棄物収集運搬業者名　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　再生資源化物収集運搬業者名〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　産業廃棄物収集運搬業者名　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　産業廃棄物処分業者名　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

お問い合わせ先

環境局事業部一般廃棄物指導課

大阪市阿倍野区阿倍野筋１－５－１　あべのルシアス１３階

電話：０６－６６３０－３２７１　　e-mail：ja0007@city.osaka.lg.jp